

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 4 月 1 日

西会津町長 薄 友 喜

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

西会津町上野尻地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 3 月 3 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人 0 経営体

個人 11 経営体

集落営農（任意組織） 1 組織

4. 3の結果として当該区域に担い手は十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 中心的担い手へ農地の集積を図り、今後も、中山間地域等直接支払事業及び多面的機能支払交付金事業により適切に管理していく。
- ・ 今後のライスセンター建設構想にあわせ、施設利用者を中心とした営農組織づくりとして法人化に取り組み、担い手確保・育成により技術の伝承を図る。また、営農組織化・法人化により、転作田や畑等を活用した農産物の生産・販売、冬期間でも営農できる農林産物等を活用した 6 次化にも取り組み、農業所得の向上を図る。